

次世代育成支援佐世保市行動計画

1 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実

基本的な方向性

- ① 各種健康診査事業などにより、母子の健康保持に取り組むとともに、**父親の育児参加機会を促進し、妊娠・出産・育児の喜びを父親も共有できる環境づくりを目指します。**
- ② 『子ども子育て応援センター』体制の充実を図り、**児童虐待の未然防止や育児不安の軽減に努めます。**
- ③ 障がい児支援においては、「療育」と「子育て支援」を両輪とした『**子ども発達センター**』の充実を図るとともに、『**すぎのこ園**』との連携を強化します。
- ④ 幼児教育センターの主導により『子ども発達センター』や『すぎのこ園』と連携して市内施設職員への研修を行い、**障がい児の育ちも含めた「すべての子どもの最善の利益」が実現される環境の充実を目指します。**

2 地域での子どもと子育ての支援

基本的な方向性

- ① 地域の実情に応じた**子どもと子育て支援の充実を目指します。**
- ② 環境の変化に対応するため、**児童センターのあり方について、放課後児童対策も含め、一体的に検討を進めます。**
- ③ 「地域子育て支援センター」や「認定こども園」の子育て支援機能についても、それぞれの役割分担を考慮して、**子育て家庭のニーズへの対応を図ります。**
- ④ 子どもは社会の宝、未来への希望であるとの認識のもと、すべての大人（市民）と力を合わせ、**子どもが尊重され、幸せに育つとともに、子どもが誇りを持つことのできるまちとなることを目指します。**

◎ 次世代育成支援佐世保市行動計画

3 子育てと仕事の両立支援

基本的な方向性

- ① 幼児教育・保育の需要に対応するとともに、**質の向上と環境の整備に努めます。**
- ② 「放課後児童クラブ」についても事業計画に基づいて**質の向上と量の確保に努めます。**
- ③ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、働き方や父親の育児参加の意識高揚を図り、**子育て家庭の育児に対し、事業主の理解が深まることを目指します。**

4 幼児教育の充実

基本的な方向性

- ① 「幼児教育センター」は、幼児教育・保育全般に関する調査・研究の「中枢」を担う施設として、特別支援教育や保幼小連携に関することなど、**適切な研究テーマの企画・立案や、調査・研究方針の調整を行います。**
- ② 「幼児教育センター」では、佐世保市保育会や私立幼稚園協会等関係団体と連携して、未就学児の幼児教育・保育に関する研修拠点となるように努め、**多様な就学前教育・保育の推進による幼児教育・保育の充実を目指します。**

5 計画推進のための包括的サポート

基本的な方向性

- ① 子どもやその保護者、妊婦等のニーズに基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援等を円滑に利用できるように、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う「利用者支援事業」への取り組みを進めるとともに、**きめ細かな情報発信に努めます。**
- ② 子育て家庭が必要な支援を受けやすくなり、**一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域づくりを目指します。**

◎ 子ども・子育て支援事業計画

- ▶ 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期
- ▶ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

1) 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号関係）

- 市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

（佐世保市の状況解説）

- 本市では、教育・保育提供区域を、西九州自動車道の整備等によって、円滑に市内を移動できるため、本計画においては、**市全域を1区域と設定**。
- 平成27年度から平成31年度の**児童数の推計**をするとともに、**各種アンケート調査から潜在ニーズを含めた教育・保育の必要量（量の見込）を分析**。（幼稚園・保育園・認定こども園等の施設へ通所する児童数を分析）
- 現行の「幼稚園」からの「認定こども園」への移行や「認可外保育施設」からの「認可保育所」への移行により、**保育としての受入可能量を増加**。（現行余裕がある幼稚園定員枠を保育の枠へ移行することにより保育の必要量に対応。）

↓

- 教育・保育ニーズの需要と供給については、既存施設において一定のバランス **（量の見込み【需要】 = 確保方策【供給】）**が取れています。

2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（地域子ども・子育て支援事業の量：子ども・子育て支援法第61条第2項第2号関係）

- 利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

（佐世保市の状況解説）

- 市内公立小学校の**全小学生を対象とした「放課後児童クラブに関するニーズ調査」**をもとに算出。
- 市民ニーズに対応するため**必要な地域（校区）を対象として、新たな放課後児童クラブの開設等により供給を確保**。

↓

- 計画期間内に **放課後児童クラブ設置数を60か所**に増やすとともに、条例で定めた **定員基準（40人）**を目指します。

◎ 子ども・子育て支援事業計画

- ▶ 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期
- ▶ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

1) 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(単位：人)

区分	現状	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
		量の見込	確保方策	量の見込	確保方策	量の見込	確保方策	量の見込	確保方策	量の見込	確保方策
3号(0歳児)	707	740	3,332	740	3,298	730	3,262	720	3,216	710	3,176
3号(1・2歳児)	2,310	2,592		2,558		2,532		2,496		2,466	
2号(教育)	580	1,223	3,834	1,212	3,805	1,193	3,744	1,188	3,723	1,170	3,665
2号(保育)	3,242	3,345		3,320		3,267		3,248		3,197	
1号(教育)	2,981	2,350	3,084 ※(734)	2,331	3,058 ※(727)	2,296	3,012 ※(716)	2,281	2,994 ※(713)	2,247	2,949 ※(702)
合計	9,820	10,250	10,250	10,161	10,161	10,018	10,018	9,933	9,933	9,790	9,790

※() 2号認定教育該当で1号認定教育を選択する想定人数

2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

	現状(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(利用希望人数)	2,657人	2,659人	2,670人	2,698人	2,694人	2,686人
確保方策(受入可能人数)	2,574人	2,846人	2,846人	2,846人	2,846人	2,846人

※小学校区内での利用が基本。一部施設によっては定員に余裕があることから、市全体としては(利用希望人数 < 受け入れ可能人数)として想定。